【報告案件】

都市計画公園・緑地の見直しについて

大阪府都市整備部総合計画課

策定の流れ

平成23年8月 第1回都市計画審議会



都市計画公園・緑地(府営公園)見直し検討委員会

- ◎第1回 8月16日開催 ◎第3回12月27日開催
- ◎第2回11月16日開催



平成24年1月 市町村意見照会



第2回都市計画審議会 見直しの基本方針(案)報告



パブリックコメントの実施



都市計画公園・緑地(府営公園) 3月 見直しの基本方針策定 公表

見直しの方向性

現状

- 大阪府の公園緑地は足りない(5.3m²/人平成23年3月時点)
- ・府域都市部のみどりについて約8割の府民が「少ない」 「ほとんどない」と感じている
- ・府民は公園などの公共の取組み、民有地緑化や既存の緑の 保全など多様なみどりづくりが必要と認識
- ・上位計画(国土利用計画等)においてセミパブリック空間 を重視



課題

建築制限の長期化への対応、説明責任の明確化 災害リスクへの対応、みどりの早期確保

見直しの方向性

課題

建築制限の長期化への対応、説明責任の明確化 災害リスクへの対応、みどりの早期確保



都市づくりにおいて「みどり」の施策を重要視

「みどり」の充実を一層しっかりと行っていける 現実性のある施策を展開

基本的姿勢

公共の取り組みだけでなく、府民協働の もとにセミパブリック空間を積極的に創出



都市計画公園・緑地だけでなく、行政 が土地を所有しない地域制緑地等によ る規制的手法等と一体的に評価する仕 組みについて検討



都市計画公園・緑地の見直し

見直しの対象範囲

種類	市町村公園	大規模公園			
設置目的	住区、地区レベル、及び都市レベルの生活圏の利用に供する市町村が設置・管理する都市公園	一の市町村の区域を超え る広域生活圏の 国または 府等が設置・管理する 都 市公園			
見直しの視点	地域が求めるみどり、施設 等の評価による整理	広域防災機能、レクリエー ション機能、景観、環境な どの広域的機能の評価			

それぞれ機能、規模、見直しの視点等が異なるため、**別々の検討が望ましい。** 本基本方針の対象:

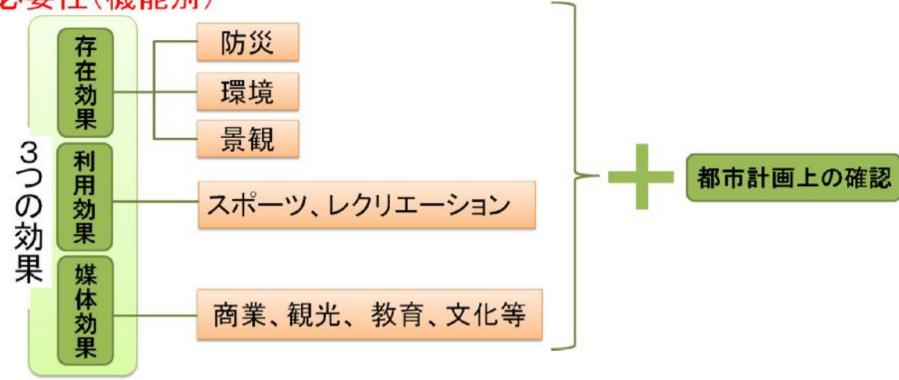
> 府が都市計画権限をもち、設置管理を行う大規模公園(府営公園) ※市町村の権限等による他の大規模公園にも適用可能

対象となる府営公園

府に都市計画権限があり 建築制限がかかる ②寝屋川公園 民有地を含む府営公園 ③山田池公園 (11公園) 箕面公園 ⑤枚岡公園 深北緑地· 住吉公園 ④久宝寺緑地 住之江公園 浜寺公園· ⑧石川河川公園 二色の浜公園 6長野公園 りんくう公園-(仮称)泉佐野丘陵緑地 ⑪蜻蛉池公 和泉草城近郊綠地保全区域 官・主要市町村公園等 せんなん里海公園

評価方法

◎必要性(機能別)

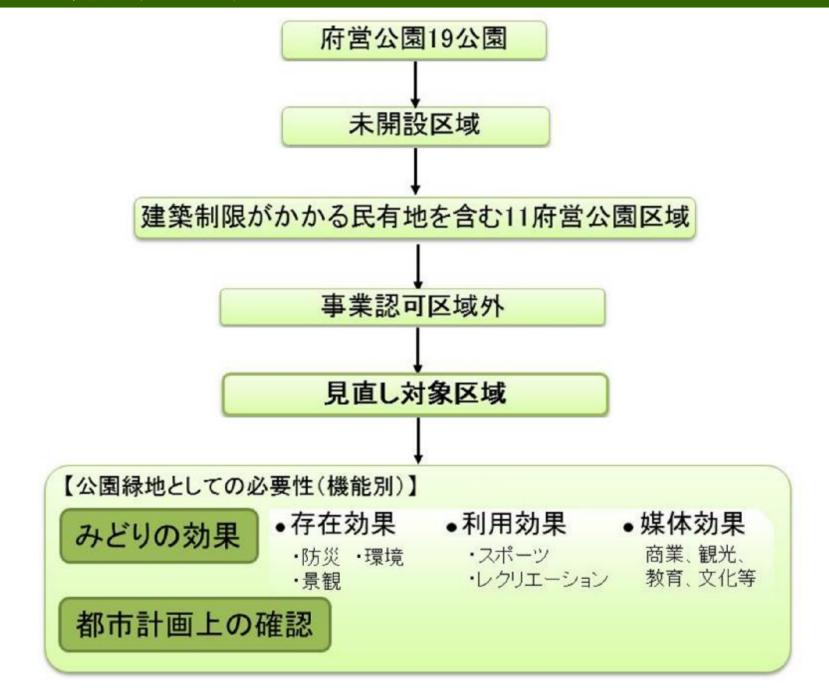


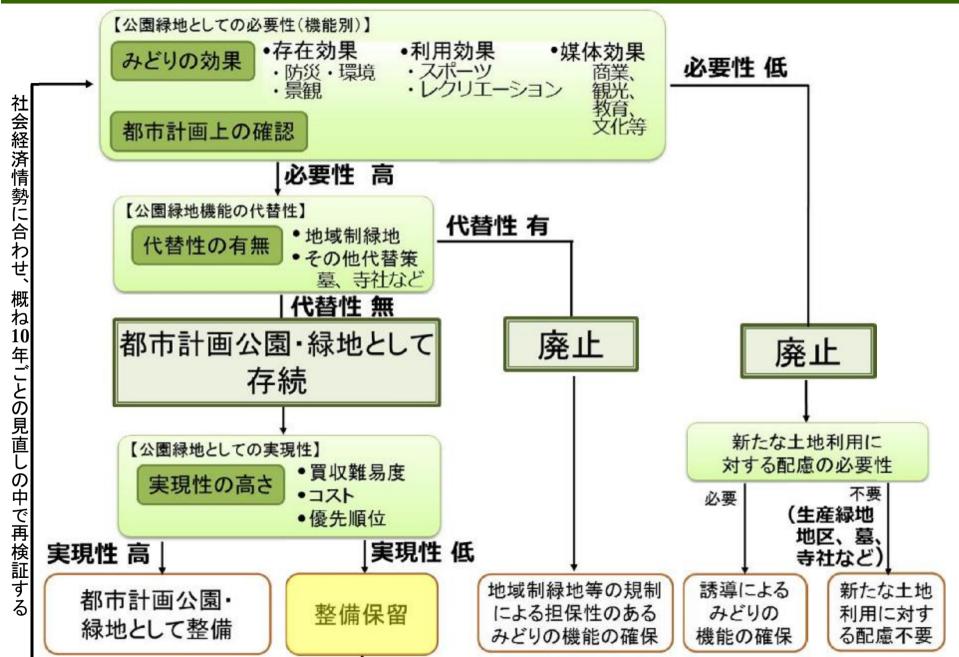
◎代替性(機能別)

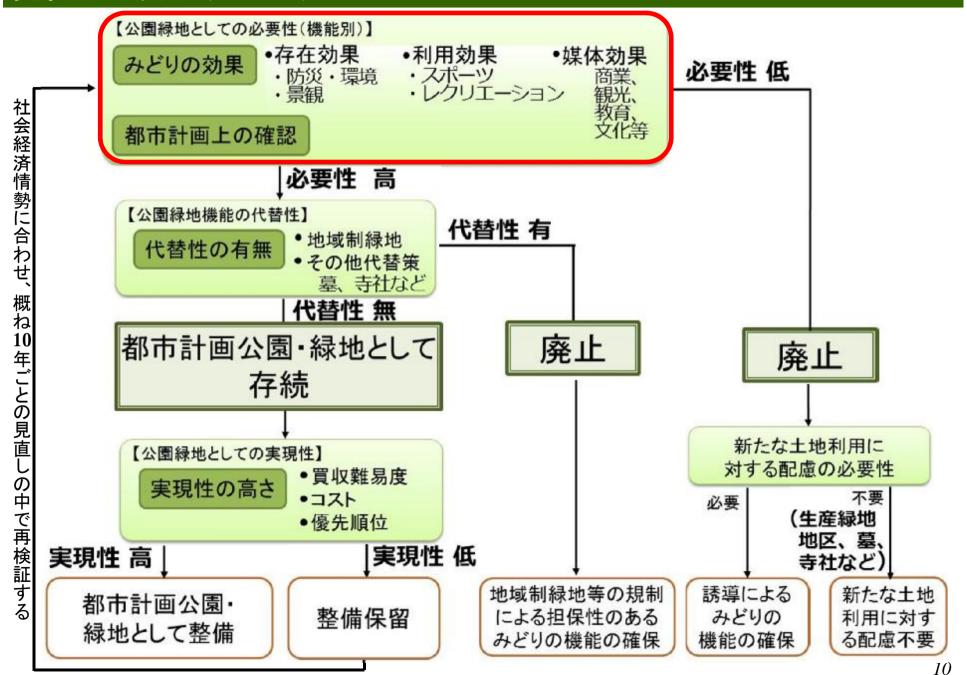
一定の担保性のある地域制緑地等による機能の代替検討

◎実現性

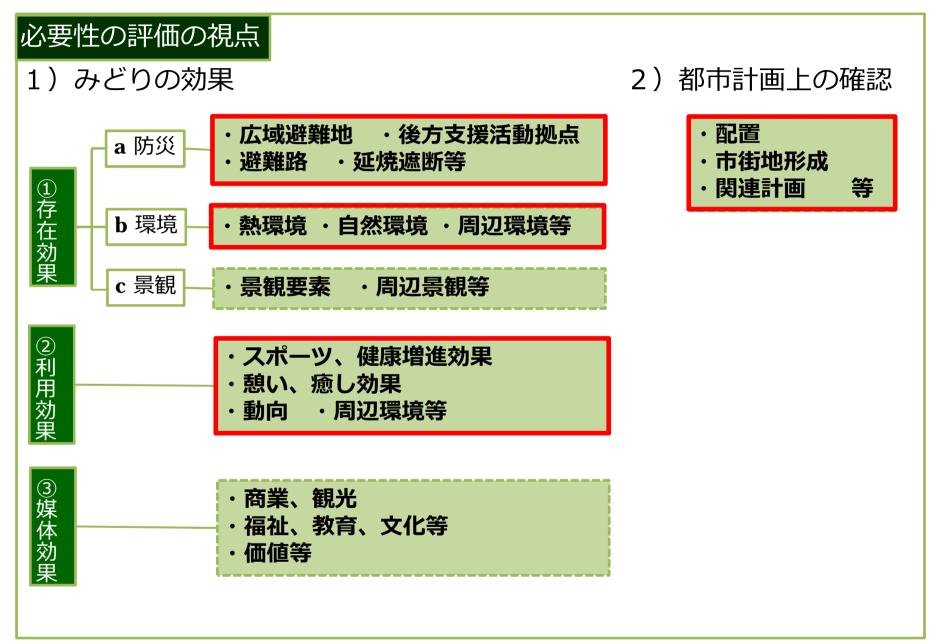
現況土地利用や社会経済情勢を踏まえた府域における整備の優先順位

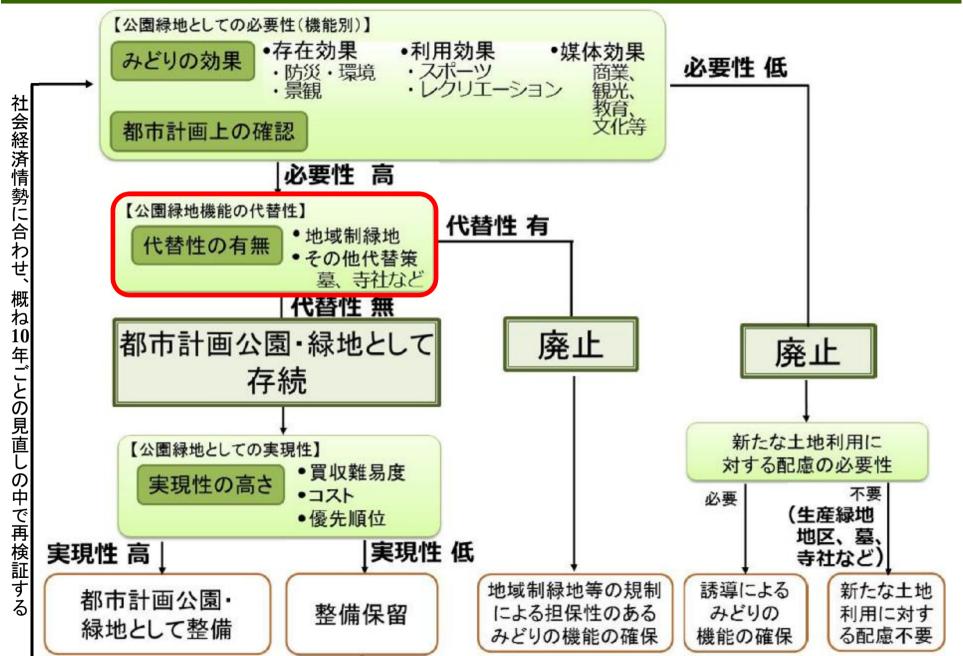






評価の進め方【必要性】

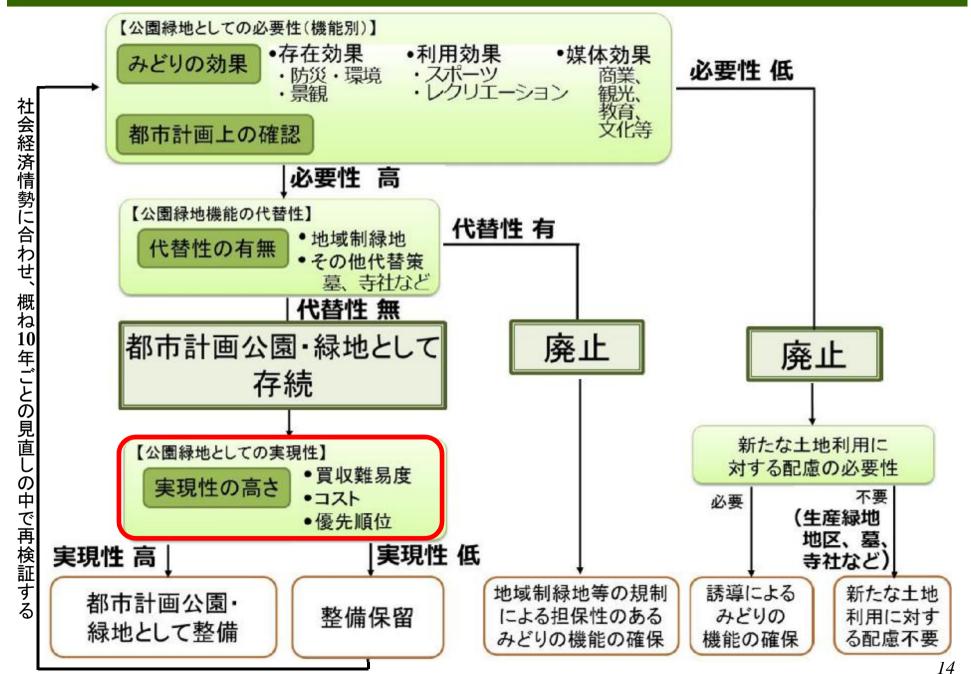




12

担保性のある地域制緑地等による機能の代替性の評価





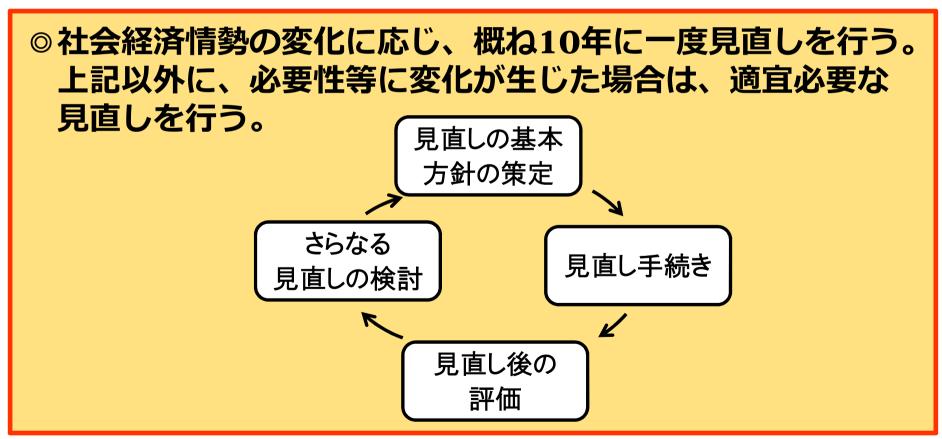
評価の進め方【実現性】

現況土地利用による買収の難易度やコスト、 および社会経済情勢を踏まえた府域における 整備の優先順位を考慮して判断

評価カルテ例		土地利用等に	よる			に順位も	
対象ブロック名称 土地利用別	※必要性	買収難易度を	判断	ついて	考慮した	た総合評	価
土地利用状況	公民 種別	買収難易度 (コスト除く)	(地価及	スト び面積等 判断)	総合 (買収難易) ト、府域にる の優先順位 総合	度及びコス おける整備 なを考慮し、	評価理由
宅地 (一団のまとまり)	民有地	困難	大	小	高い	低い	
宅地 (単独(1, 2筆程度))	民有地	比較的容易	大	小	高い		評価の判断 由を記載
農地	民有地	比較的容易	大	小	高い	低い	
樹林地	民有地	比較的容 地信		面積等	から	低い	

今後の運用について

- ◎平成24年度から概ね3カ年で手続きを進める。
- ◎市町村等と協議を行いながら見直しの手続きを進める



市町村の主な要望・意見

見直しを進めることで、全体として将来的な公園・緑地面積は減少する。「みどりの大阪推進計画」に掲げている**2025**年までの目標との整合性はどのように考えているのか。



「みどりの大阪推進計画」は施設緑地の目標値は掲げていない。代替策を含め、みどり施策全体で緑地4割、緑被率20%を達成する考えであり、整合はとれている。

市町村の主な要望・意見

代替手法の権限は主に市町村であるため、代替性の評価にあたっては、市町村と十分に調整をしてほしい。



個々の見直しにあたっては、代替手法も含めて 関連市町村と協議を行いながら見直しを進め る。

